



公的年金と私的年金から成る日本の年金制度

福利厚生に力を入れようと考えたA社長。しかし、どこから手をつければよいか、わかりません。悩みながらとぼとぼと道を歩いていると、ランプが落ちていました。思わず拾ったA社長。「これが魔法のランプだったらなあ」と思い、それを触りながら、「福利厚生を充実させたい」とつぶやきました。

すると、なんとランプの精が現れたのです。

「わっ」と、A社長は驚きました。

「ご主人さまは、自分の会社の福利厚生を向上させたいんですね。願いをかなえて差し上げましょう」

ランプの精は言いました。

「本当かい？」

「もちろんです。ただし、福利厚生と言ってもいろいろあります。ご主人さまは、どんな福利厚生がお望みですか？」

「そうだなあ。やっぱり、皆、将来

に不安を感じているから、老後の安心につながるものがないなあ」

「それなら企業年金ですね」

ランプの精の言葉に、A社長は困った顔をしました。

「ウチの会社は小さいから、お金も人も足りないんだ。だから、企業年金なんて無理だよ」

「大丈夫です。2016年5月に確定拠出年金法が改正されたので、ご主人さまの会社のような中小企業でも企業年金を導入しやすくなりました。そうすれば、これまでの厚生年金保険に企業年金を上乗せして……」

「ちょっと待って！」

A社長は慌ててランプの精の話をさえぎりました。

「恥ずかしいけど、私は年金制度の仕組みもよくわかっていないし、その法律の内容もよく知らないんだ」

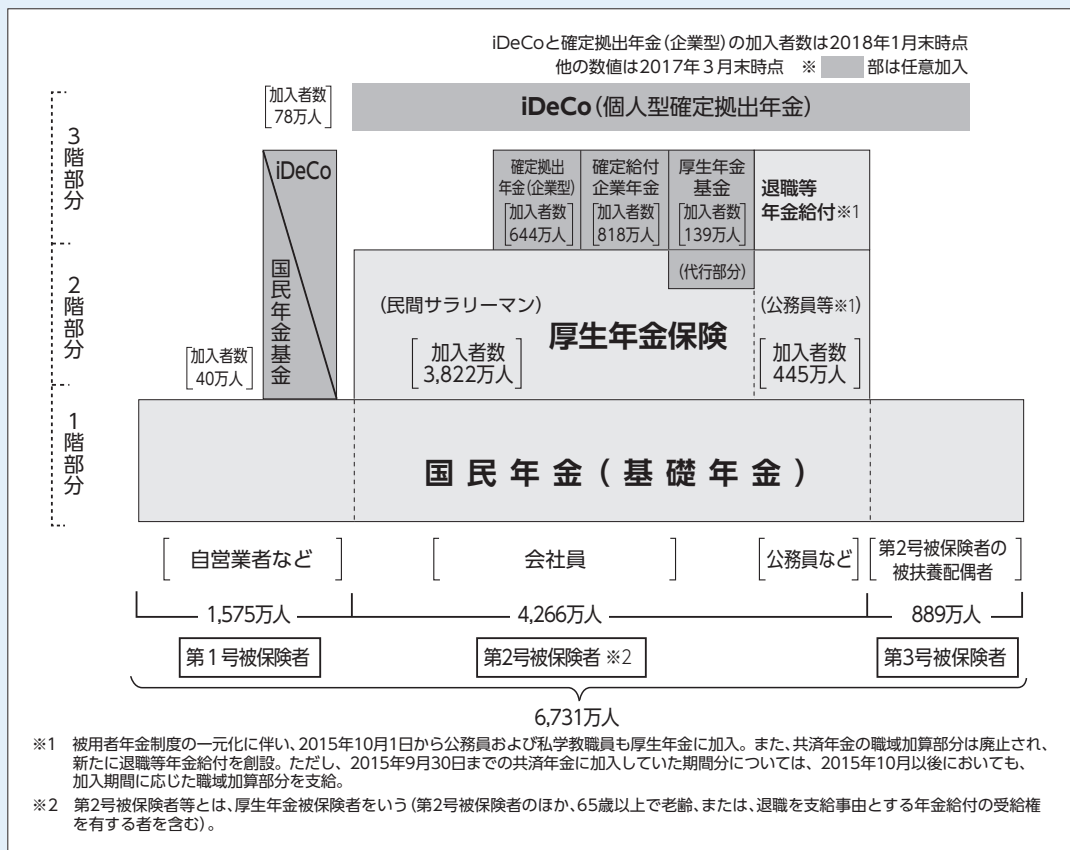
「では、わかりやすく教えてあげましょう」

そう言うと、ランプの精は年金制度について説明を始めました。

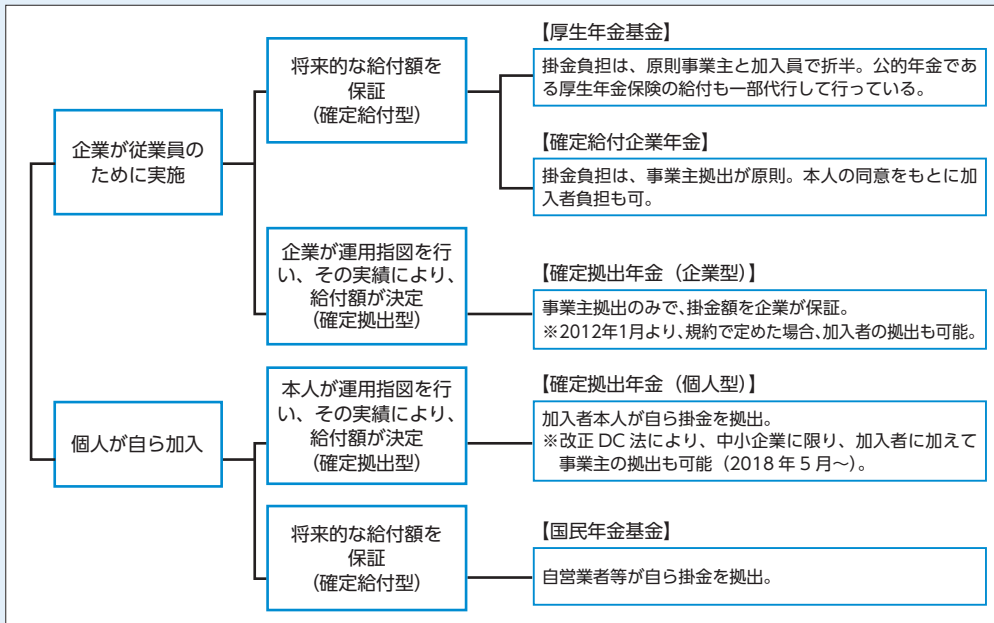
ランプの精が教える「年金制度の概要」と「改正確定拠出年金法」



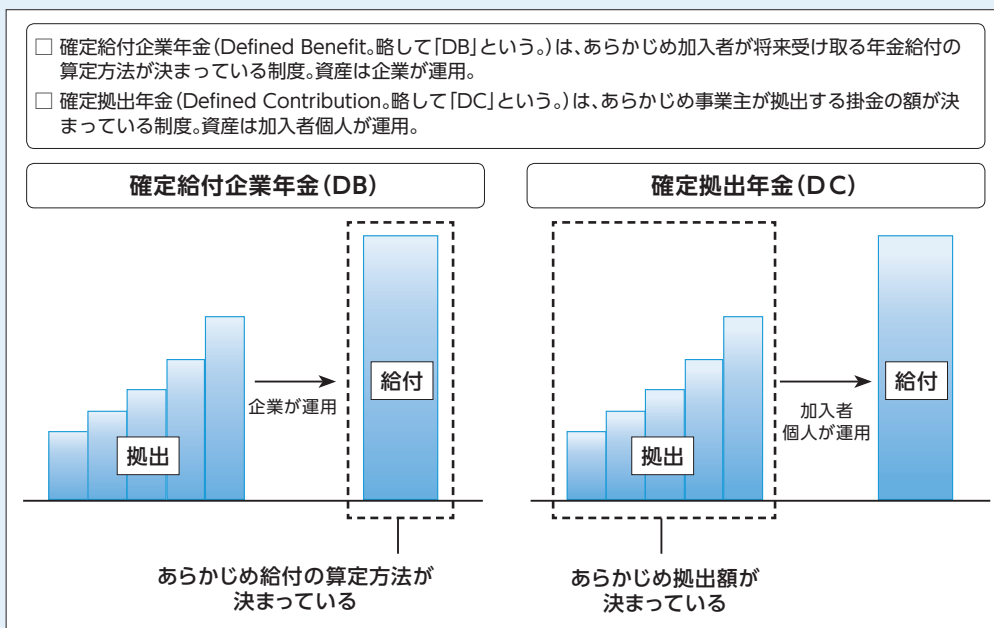
図表1 年金制度の仕組み



図表2 企業年金・個人年金の分類



図表3 確定給付企業年金と確定拠出年金



一方、私的年金は、高齢期の所得保障を充実させるために、国民や企業が任意で加入しているもの。これは、「企業が従業員のために実施しているもの」と「個人が自ら加入しているもの」、さらに、それぞれ「確定給付型」と「確定拠出型」に分かれます。確定給付型は、あらかじめ給付額の算定方法が決まっており、将来的な給付額が保証されています。それに対して、確定拠出型は、あらかじめ拠出額が決められており、加入者が運用を指図し、その成績によって給付額が決定します。

第2号被保険者と第3号被保険者以外の自営業者や農林漁業者で、20歳以上60歳未満の人は国民年金の第1号被保険者になり、毎月定額の保険料を自分で納めます。今年度の月額保険料は1万6340円です。年金の給付額は、40年間保険料をすべて納付した場合、月額約6・5万円です。

第2号被保険者に扶養されている配偶者で、20歳以上60歳未満の人は、国民年金の第3号被保険者となります。たとえば専業主婦など、第3号被保険者は自ら保険料を納める必要はありません。

年金制度は、「公的年金」と「私的年金」に分かれています。公的年金には、20歳以上60歳未満のすべての人が加入する「国民年金（基礎年金）」や「厚生年金保険」があり、それぞれ

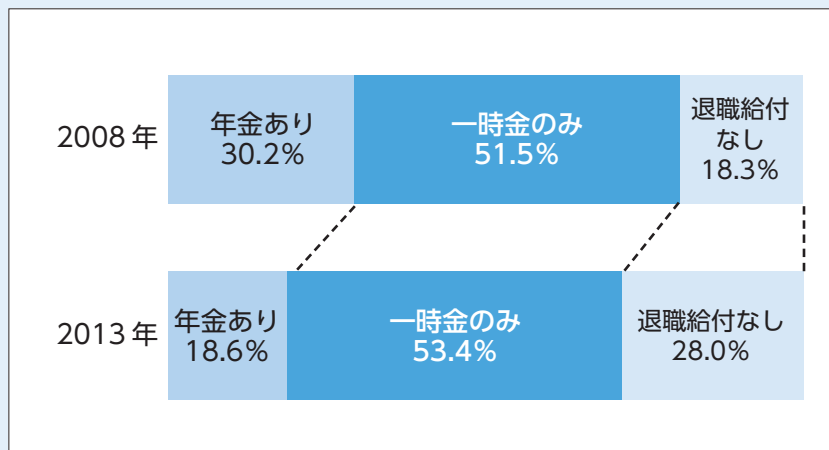
確定給付型と確定拠出型に分かれる企業年金・個人年金

1階部分、2階部分と呼ばれています（図表1）。3階部分に当たるのが私的年金です。

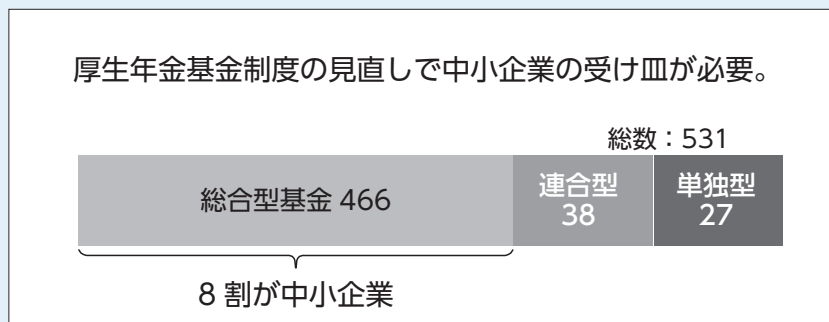
厚生年金保険は、同保険の適用事業所で働いている70歳未満の会社員や国・地方公共団体の公務員、私立学校の教職員が加入します。会社側には厚生年金保険の保険料を納める

義務があり、保険料は従業員の給料や賞与から天引きされ、従業員と会社が折半で負担しています。こちらの保険料は定率で、昨年9月からは標準報酬月額額の18・3%です。厚生年金保険の支給金額は所得と被保険者期間に比例し、月平均15・4万円です（基礎年金を含む）。厚生年金保

図表4 企業規模30～99人の企業における退職給付の実施状況



図表5 厚生年金基金の設立形態別基金数(2013年度末時点)



企業が従業員のために実施する確定給付型の企業年金としては「厚生年金基金」と「確定給付企業年金(D B)」があり、確定拠出型の年金としては企業型の「確定拠出年金(D C)」があります(前ページ図表2・3)。

個人が自ら加入する確定拠出型の年金としては「iDeCo(個人型確定拠出年金)」があります。また、同種の確定給付型には「国民年金基金」がありますが、国民年金基金の加入対象は第1号被保険者のみです。

法改正で中小企業も従業員の資産形成を支援できるように

※iDeCoについて、さらに知りたい人は16ページをご覧ください。

「年金制度はよくわかったよ。それで、さっき言っていたナントカ法ってのは？」と、A社長は尋ねました。「『確定拠出年金法の改正』ですよ、ご主人さま」

これにより、従業員100人以下

の中小企業を対象に、「設立手続きなどを大幅に緩和した『簡易型DC制度』」と、「iDeCoに加入する従業員の掛金の拠出に追加して、企業が掛金を拠出できる『中小事業主掛金納付制度』」が創設されたのです。

A社長は、「そもそも、どうして法律改正されたの？」と聞きました。「企業年金を実施している中小企業の割合が減っているからですよ」と、ランプの精は答えました。

従業員数30～99人の企業における退職給付の実施割合を見ると、「年金あり」と「一時金のみ」の合計は、2008年は81・7%でしたが、2013年には72%に減少(図表4)。「退職給付なし」は18・3%から28%に増加しています。2013年から徐々に解散する予定の厚生年金基金(総合型)は、加入企業の8割が中小企業で(図表5)、代わりの受け皿となる企業年金が求められているのです。

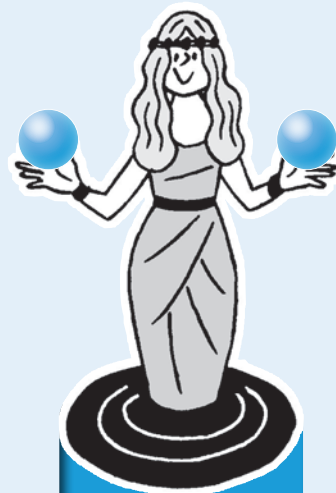
簡易型DC制度と中小事業主掛金納付制度を使えば、中小企業でも福利厚生を充実させることができます



「だから、法改正によって簡易型DC制度と中小事業主掛金納付制度を創設したのです。この2つを活用すれば、ご主人さまの会社のような中小企業でも福利厚生を充実させることができますよ。ちょうど、この2つについては5月1日から施行されるのでタイミングもぴったりです」「なるほど。法改正のおかげで、私の願いごともかなえられるってことだね」

A社長はにっこりと笑いました。

企業年金に詳しい女神



煩雑な事務手続きが
簡素化される

ランプの精から、企業年金の一種である「簡易型DC制度」と「中小事業主掛金納付制度」を覚えてもらったA社長。歩いてみると、突然、女神が出現したのです。右手には「簡易型DC制度」、左手には「中小事業主掛金納付制度」を持っています。

「あなたがほしいのは、簡易型DC制度と中小事業主掛金納付制度のどちらですか？」と、女神はA社長に尋ねました。

「実は……どっちがウチの会社に合うかわからないんだよ」

A社長は困り顔になりました。

「では、説明してあげましょう」

女神はほえみしました。

「まずは、簡易型DC制度の前に企業型DCそのものについて教えてもらえると思うかな」と、A社長はリクエストしました。

「わかりました」

企業型DCについて確認すると、次のような特徴があります。

- ・企業型DCを実施する企業に勤務している人のうち、厚生年金の被保険者が加入する。
- ・事業主が拠出した掛金の全額が損金算入の対象になる。
- ・規約に定めがあれば、事業主掛金に上乗せして、加入者自身も掛金を拠出できる。拠出した全額が所得控除(小規模企業共済等掛金控除)の対象となる。
- ・企業にとっては掛金の追加負担が生じないので、将来の掛金負担を予測しやすい。

拠出限度額は、確定給付型の年金制度を実施している場合と、実施していない場合で異なり、前者は月額2・75万円(年額33万円)、後者は月額5・5万円(年額66万円)です。

「続いて、簡易型DC制度についてお話ししますね。中小企業が企業年金を導入しない理由の一つに、事務

女神が教える「簡易型DC制度」と「中小事業主掛金納付制度」

図表1 企業型DCと簡易型DC制度の相違点

	企業型 DC	簡易型 DC 制度
事業主の条件	厚生年金保険適用事業所の事業主	厚生年金保険適用事業所の事業主であって、使用する厚生年金の被保険者が100人以下 ※
加入者の範囲	厚生年金の被保険者(一定の資格を定めることは可)	厚生年金の被保険者(一定の資格を定めることは不可)
事業主掛金の算定方法	定額、定率、定額+定率	定額
加入者掛金の額	2つ以上の額から選択	選択肢は1つでも可
商品提供数	3本以上35本以下(ただし、施行日時時点で35本超の場合は、施行後5年は施行日時時点の商品数が上限)	2本以上35本以下

※ 2以上の厚生年金保険適用事業所の事業主が同一である場合は、当該事業所で使用する厚生年金の被保険者の総数が100人以下であること。

※ 簡易型DC制度を実施する際は、規約に簡易型DC制度である旨を規定すること。



手続きが煩雑で、人手を割けないことが挙げられます」と女神が言うところ、A社長はうなずきました。

「ただでさえ人手が足りないのに、これ以上仕事を増やすのは申し訳なくてね……」

「そんな中小企業でも企業年金を導入できるように、事務作業を簡素化したのが簡易型DC制度なのです」女神は簡易型DC制度について、企業型DCと比較しながら次のように説明しました。

実施要件については、いずれも事業主の条件は、厚生年金保険適用事業所の事業主であることですが、簡易型DC制度については、従業員100人以下の企業を対象としています。加入者はいずれも厚生年金の被保険者で、企業型DCは加入する者に一定の資格を定めることができますが、簡易型DC制度はできません。事業主掛金の算定方法は、企業型DCは「定額」「定率」「定額＋定率」から選べますが、簡易型DC制度は定額です。加入者掛金の額は、企業型DCでは2つ以上の額から選択することとなっていますが、簡易型DC制度では選択肢は1つでも問題ありません。企業型DCでは従業員に提示する運用商品は3つ以上とされていきますが、簡易型DC制度の場合は最低2つでも構いません（前ページ

表1。

簡易型DC制度で簡素化される事務は図表2のとおりです。たとえば、規約承認申請時には、企業型DCでは次の添付書類が必要です。

・確定拠出年金運営管理機関委託契約書(案)の写し

・運営管理機関の選任理由書

・資産管理契約書(案)の写し

・退職金規程、厚生年金基金規約、確定給付企業年金規約その他で退職

手当制度の範囲を証する書類

簡易型DC制度では、「厚生年金の被保険者が100人以下であることを証する書類」を提出すれば、これらの添付書類は必要ありません。

中小企業がより

従業員の老後保障に関われる

一方、中小事業主掛金納付制度は、従業員がiDeCoに加入している場合、中小企業が従業員の掛金に追加して掛金を拠出できるというものです(図表3)。これにより、中小企業がより従業員の老後の保障に関われるようになりました。

対象となる企業は、企業型DCとDBおよび厚生年金基金を実施していない、従業員100人以下の中小企業です。対象者は、iDeCoに加入している従業員のうち、中小事業主掛金を拠出されることに同意した

人です。ただし、同制度を行うにあたっては、労働組合等の同意が必要です。中小事業主掛金額は定額で、1年間に1回変更することができません。従業員の掛金と中小事業主掛金の合計は、iDeCoの拠出限度額(月額2・3万円相当)を超えてはいけません。

「もし中小事業主掛金納付制度を始めるのであれば、従業員にiDeCoについて周知する必要があるんだね」

「そうですね」

「どうやって手続きを行えばいいんだい？」とA社長が尋ねると、女神は答えました。

「事業主が、iDeCoの実施機関である国民年金基金連合会に対して、中小事業主掛金の拠出を開始することについて届出をする必要がありますわ。詳しくは『iDeCo公式サイト』を見てくださいね(16ページ参照)」

「ふむふむ」

「どちらの制度も、事業主が拠出した掛金は全額損金算入されるといったメリットもありますよ」

簡易型DC制度と中小事業主掛金納付制度について学んだA社長。「どっちがウチの会社に合っているか、よく考えてみるよ」と笑顔を見せました。

図表2 簡易型DC制度で簡素化される事務

【導入時に必要な書類の簡素化】

□導入時に必要な書類は、原則、「規約案」「厚生年金保険適用事業所確認書類」「厚生年金の被保険者が100人以下であることを証する書類」「労働組合等の同意」「労使協議の経緯」「労働組合の現況に関する事業主証明書」に限定するよう大幅に簡素化。

※「運営委託契約書」「資産管理契約書」「運営選任理由書」「就業規則」(原則)等の添付書類の省略を可とする。

【規約変更時の承認事項を届出事項に簡素化】

□「事業主の運営業務」「運営委託業務」「運営委託契約事項」「資産管理契約事項」「事業主掛金の納付事項」「加入者掛金の納付事項」を届出事項とする。

【業務報告書の簡素化】

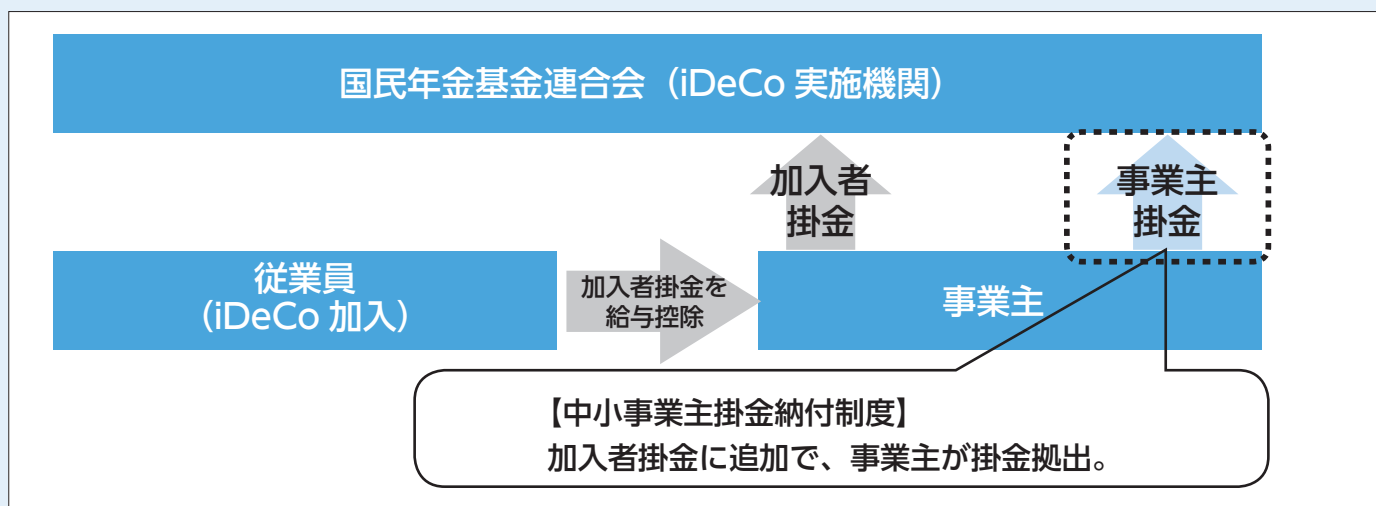
□報告事項を「他の企業年金の実施状況」「厚生年金保険適用者数」「指定運用方法の選定状況(労使協議の経緯を含む)」等に限定。

簡易型DC制度は
事務作業が簡素化
されたのよ



中小事業主掛金納
付制度は、従業員が
iDeCoに入っている
ことが前提よ

図表3 中小事業主掛金納付制度の拠出方法



退職金制度の導入をご検討の事業主の皆さまには 「中小企業退職金共済制度」もおすすしめします

中小企業が退職金制度をつくるのを手助けするため、国は「中小企業退職金共済制度（一般の中退共制度・特定業種退職金共済制度）」を設けています。

- 「一般の中退共制度」は主に常時雇用される従業員が対象です。事業主は独立行政法人勤労者退職金共済機構（勤退機構）と契約し、従業員ごとの掛金を支払います。資金の管理・運用、退職金の支払いは勤退機構が行います。掛金は月額で従業員ごとに選択でき、増額も可能です。
- 「特定業種退職金共済制度」は、建設業、清酒製造業、林業で雇用されている従業員で期間に定めがある人を対象としています。こちらは、一社を退職するときではなく、その業界で働くのを辞めたときに退職金が支払われます。掛金は業種ごとに全国一律の日額となっています。

中小企業退職金共済制度については、本誌9月号で特集する予定です。

中小企業退職金共済制度に関するお問い合わせ、各制度への加入のお申し込みは勤退機構まで。

(HP) <http://taisuyokukin.go.jp/>

図表 iDeCo3つの税制優遇

【掛金拠出時】	【運用時】	【受け取り時】
<p>掛金が全額所得控除されます</p> <p>たとえば、毎月2万円ずつ掛金を拠出した場合、税率20%とすると、年間4万8,000円の節税効果となります。</p>	<p>運用益も非課税で再投資されます</p> <p>通常、金融商品の運用益には税金(源泉分離課税20.315%)がかかりますが、iDeCoの運用益は非課税です※。</p>	<p>受け取る時も税制優遇措置があります</p> <p>一時金は「退職所得控除」、年金は「公的年金等控除」という大きな控除が受けられます。</p>
<p><small>※積立金には別途1.173%の特別法人税がかかりますが、現在、課税が停止されています。</small></p>		



加入範囲の拡大により 加入者数が急増

A社長が「そういえば、社員のなかにiDeCoに入ったと言っている人が増えた気がするけど、そもそもiDeCoって何だろう」と考えていると、レンガの家から子ブタが出てきて答えてくれました。

「個人型確定拠出年金の愛称だよ」「確定拠出年金って?」

A社長の疑問に、子ブタは答えました。確定拠出年金とは、公的年金に上乗せして給付を受けられる私的年金のひとつ。企業型と個人型があり、iDeCoは後者なので、個人で加入します。60歳まで掛金を拠出し、支給開始年齢は基本的に60歳からです。運用は個人の責任で行い、将来もらえる金額は、掛金とその運用益の合計をもとに決定。支給方法は「①年金受給」と「②一時金」の2つがあり、加入者を選べます。なお、加入者等が70歳になるまでに「定以上の障害状態になった場合は「障害給

付金」、万が一死亡した場合は「死亡一時金」が給付されます。

子ブタは胸を張ります。「僕の家はレンガをコツコツ積み立ててつくったものだから、住んでいて安心なんだ。同じようにiDeCoも掛金をコツコツ拠出することで、老後の安心を手に入れられるってわけさ。昨年1月から専業主婦や公務員などでも加入できるようになったんだよ。基本的に20歳以上60歳未満のすべての人が加入できるから、A社長の会社の社員さんのなかにも加入している人がいると思うよ。拠出限度額は、加入している年金制度で違うけどね」

「加入者は増えているのかい?」

「増えているよ。2017年末で加入者数は74・5万人と、前年末に比べて2・4倍になったんだ。掛金が全額所得控除されるメリットもあるからね。毎月1万円ずつ拠出して、税率20%だったら、年間2万4000円の税金が軽減されるんだ」

「iDeCoに入るにはどうしたらいいんだい?」

「iDeCoに加入するにあたっては、まずは銀行などの金融機関(運営管理機関)を選ぶ必要があるよ。そして、各金融機関が提示する運用商品のなかから、自分に合ったものを選ぶ必要があるんだ。各金融機関によって運用商品や手数料が違うので、ウェブサイトやパンフレットをじっくり見て、自分のライフプランに合わせて選ぶように伝えてね」

子ブタはさらに、iDeCoのメリットとして、「運用益も非課税で再投資されること」「受け取る時にも税制優遇措置があること」の2つを教えてくださいました(図表)。ただし、iDeCoは老後の資産形成を目的としている年金制度なので、原則60歳まで引き出すことができません。

「転職する場合、転職先で、企業型の確定拠出年金や確定給付企業年金などを実施していれば、iDeCoで積み立てた資産を移せるんだよ」と子ブタが言うと、A社長は「便利だけど、社員にはずっとウチで働いてほしいなあ」と苦笑いしました。

3匹の子ブタが教える「iDeCo」

詳しくはこちらもご覧ください



iDeCo
公式サイト